

2015年9月14日

戸田游晏様  
實川幹朗様

日本臨床心理学会  
第21期運営委員会  
運営委員長 谷奥克己

第21期運営委員会方針  
(2015年9月4日流会後)

はじめに

戸田游晏会員の「郵便投票実施の要望」、實川幹朗会員の「定期会員総会再開のための議場確保」についても読ませていただきました。

しかし、お二人の解釈や主張は、現実社会の定期総会に伴う諸問題の解釈とは違っています。私たち第21期運営委員会は、次の結論に達しましたので、お知らせします。

第21期運営委員会の現状認識

今回の総会は、第1号議案を修正承認後、實川議長からの提案で急遽議案の順序を入れ替え、第5号議案の役員選挙についての審議が行われました。しかし、総会冒頭から議長他による、例えば全投票の記名及び投票者を特定し得る写真撮影の提案など、会員の尊厳と安全を損なう 惧れが強い、民主主義的手続きに反する提案が次々と出され、それらに関する論議に膨大な時間を割かざるを得なかったため、第5号議案の審議時間自体も不足していました。その上、その場での変則的な発言が相次ぐ中で、時間切れのため流会となり、散会しました。

そのため、新運営委員が決まるまでは、前運営委員会（第21期）の運営責任が継続されます。

具体的には、投票のため議場を閉鎖した後、「新たに立候補した3人が所信表明をするべきだ」「否（いや）、時間がないので、投票すべきだ」という意見等が飛び交う中で、会場（京都大学）の施錠時間である午後7時5分

になったため、管理人に外へ出るように言われ、全員が会場の外に出ました。

このような事態について、運営委員会としては、「流会」か「延会（審議続行）」か、どちらになるのかを専門家の助言を得ながら討議しました。

「延会（審議続行）」の場合は、例えば議長があらかじめ、「もう少し冷静にもう一回、別の日程でこれを設けるといえるのはどうでしょうか。申し訳ないのですが時間切れになりましたので、延会（審議続行）を提案したいと思います」と語り、決議しておく必要があります。

今回は、定期総会の決議で、定期総会の会期を延期することが出来ませんが、その決議はしていません。

そのことは、実川幹朗議長自身が定期総会会場の外に出てからも、「外で投票したらいい」と発言されたことから明らかです。

そのため「延会（審議続行）」は成立しません。

役員投票についても、選挙管理委員長が「反対の声がたくさん出て、時間切れのため投票を中断します。投票用紙は回収して、無効にします。」という宣言をされたため、投票は不成立に終わっています。

しかし、選挙管理委員長の発言にもかかわらず、投票用紙も回収されないうままに持ち帰った人も多かったようです。以上が、当日の最終場面の状況だと第21期運営委員会は認識しています。

そのため、「延会（審議続行）」にするかどうかについては、次回の定期総会の場で、冒頭の議題として諮る必要があります。

流会で散会となったため、9人の立候補者以外の、3人の候補者も名前を名乗っただけで、12人全員が口頭での所信表明もしていません。

次回の総会冒頭で「延会」が承認されれば、議長と副議長も同じ人物となりますが、そこで必ず、利益相反行為になるかどうかを討議しなければなりません。利益相反行為とは、議長、副議長をしながら、立候補を表明された後も、議長、副議長を継続することは、一方（立候補している自分たち）の利益になると同時に、他方（対立する候補者）への不利益になる行為になるからです。立候補を表明された時点で、新たに議長、副議長を選ぶ必要があるということです。

定期総会では、私たちに知識がなく、議論の結果、最終的に議長のみ投票権がなく、可否同数の時のみ議長が決するということでしたが、副議長の投票権や「延会（審議続行）」になった場合にも議長、副議長を継続する事の是非も討議する必要があります。

戸田游晏会員の郵便投票という提案は、あまりにも内容に無理な拡大解釈が多くありますので、郵便投票の方法は却下させていただきますので、御了承ください。定期総会は次の要領で開催いたします。

次の定期総会のみで開催につきましては、今回は関西の京都大学で開催しましたので、全国の会員の人たちが来やすいように、東京で開催しますので、ご参加の程よろしくお願ひします。

遠方からの会員のために東京駅周辺の会場を探したいと思います。

但し、日程については、全国の全会員に周知する時間が必要なため、11月23日（祝）か12月23日（祝）のどちらか又はどちらでも可かを御選択ください。時間は、午後に設定いたします。

以上の運営委員会の方針を御検討の上、9月24日（木）までに御返事をお願いします。